

国有林野の管理経営に関する基本計画(案)に対する
意見の要旨及び当該意見の処理の結果(案)

平成20年12月

国有林野の管理経営に関する基本計画(案)に対する
意見の要旨及び当該意見の処理の結果(案)

処理の結果の区分

1	修文するもの	意見を踏まえて本計画を修文するものです。
2	趣旨を取り入れているもの	意見の趣旨が既に本計画に記述されているか、又は意見の趣旨に沿って、今後、地域管理経営計画に記述したり、施策を推進することとしていること等から、特に修文しなかったものです。
3	趣旨の一部を取り入れているもの	意見をそのまま本計画に記述することは困難ですが、意見の趣旨の一部が、本計画に記述されたり、今後、地域管理経営計画に反映されると見込まれるもの等です。
4	今後の検討課題等	意見の趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題とさせていただくもの等です。

はじめに(5項目)	意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
1 広大な国有林野の管理は大変だと思うが、国民の森林といわれても実感がわかない。我々に身近な都道府県や市町村との意思疎通・協力が必要ではないか。	2 最低でも今後30年～50年後の目標を描きべき社会を描き、そして、時代の国民ニーズを想像し、そのバックキャスティングによって、計画策定を行ふことはとても思えないでの、今後は国民ニーズを満たしていく必要があると捉え直しが必要である。	2 本計画の「はじめて」における「関係省庁や関係地方自治体などとの連携を行うこと」としては、地域管理経営は、市町村や都道府県と調整していく必要があります。森林の保全管理、国有林野の管理は、市町村や都道府県と連携していく必要があります。	本計画の「はじめて」における「関係省庁や関係地方自治体などとの連携を行うこと」としては、地域管理経営は、市町村や都道府県と調整していく必要があります。森林の保全管理、国有林野の管理は、市町村や都道府県と連携していく必要があります。
2 時代の国民ニーズを想像し、そのバックキャスティングによって、計画策定を行ふことはとても思えないでの、今後は国民ニーズを満たしていく必要があると捉え直しが必要である。	3 「はじめて」の文脈において、いろいろなことが混在している記述されており分かりにくい。	3 本計画の「はじめて」における「関係省庁や関係地方自治体などとの連携を行うこと」としては、地域管理経営は、市町村や都道府県と調整していく必要があります。森林の保全管理、国有林野の管理は、市町村や都道府県と連携していく必要があります。	本計画の「はじめて」における「関係省庁や関係地方自治体などとの連携を行うこと」としては、地域管理経営は、市町村や都道府県と調整していく必要があります。森林の保全管理、国有林野の管理は、市町村や都道府県と連携していく必要があります。
3 「はじめて」の文脈において、いろいろなことが混在している記述されており分かりにくい。	4 本計画では、現時点での林業や木材産業の経済活動に重点が置かれており新たな森林・林業基本計画の基本理念を大切にしていいのではないか。	1 「このように、第2段落を以下のように修正します。」 「このように、森林に対する国民の要請が、(略)さらに多様化している。また、特に地球温暖化防止、生物多様性の保全多様化については国有林への期待が大きくなっている。こうしたことを踏まえ、今後は、引き続き財政の健全化(略)実行していくことになります。」	本計画では、森林の多様性の発揮を旨とする管理経営を行ふことを基本とし、その中で、民有林経営の方法に取り組むこととしたものとされています。
4 本計画では、現時点での林業や木材産業の経済活動に重点が置かれており新たな森林・林業基本計画の基本理念を大切にしていいのではないか。	5 先に策定された全国森林計画のポイントは、育成複層林面積の増加と間伐を主体に伐採立木材積の増加と認識している。計画の総括的記述として、上記2点を強調すべきではないか。	2 本計画では、森林の多様性の発揮を旨とする管理経営を行ふことを基本とし、その中で、民有林経営の方法に取り組むこととしたものは森林・林業基本計画策定の視点に沿っています。	本計画では、森林の多様性の発揮を旨とする管理経営を行ふことを基本とし、その中で、民有林経営の方法に取り組むこととしたものは森林・林業基本計画策定の視点に沿っています。

としています。なお、間伐については、(4) 地球温暖化防止対策の推進における「国有林野事業」として森林吸収源対策の間伐に積極的かつ着実に取り組むこととしています。

1 国有林野の管理経営に関する基本方針(49項目)	
(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進	1 公益林における森林の取扱いについては、これまでの施業の実績を検証しつつ、機能類型別により明確に記述すべき。
2 水土保全林に関する「土砂流出防備や水源かん養のための森林の保全を図る」と目的を明示することとともに、森林施業の内容について詳細に記述すべき。	2 水土保全林に関する「土砂流出防備や水源かん養のための森林の保全を図る」と目的を明示することとともに、森林施業の内容について詳細に記述すべき。
3 公益的機能・多面的機能の機能間の相互関係について、科学的・論理的な記述がされていない。	3 公益的機能・多面的機能の機能間の相互関係について、科 学的・論理的な記述がされていない。
4 全ての公益林において、生物多様性保全機能を發揮させるための管理を進めることを明記・実施すべきである	4 全ての公益林において、生物多様性保全機能を發揮させるための管理を進めることを明記・実施すべきである
5 森林の3割を占めている国有林がしつかりと森林を管理するこことが重要。森林が持っている水を蓄える機能、土砂崩れを防ぐ機能、野生動植物を育む機能、が発揮されるよう立派な森林を維持すべき。	5 森林の3割を占めている国有林がしつかりと森林を管理するこことが重要。森林が持っている水を蓄える機能、土砂崩れを防ぐ機能、野生動植物を育む機能、が発揮されるよう立派な森林を維持すべき。
6 日本の広葉樹は価値の高い資源である。針葉樹人工林を積極的に天然林へ誘導・育成するなど、有用広葉樹の生産にもう少し目を向けてほしい。	6 日本の広葉樹は価値の高い資源である。針葉樹人工林を積極的に天然林へ誘導・育成するなど、有用広葉樹の生産にもう少し目を向けてほしい。

1 公益林における森林の取扱いについては、機能類型の考え方及び管理経営における「国有林野事業」として森林吸収源対策の間伐に積極的かつ着実に取り組むこととしています。	2 「水土保全林」の目的及び取り扱いについては、機能類型の考え方及び管理経営の考え方において記述しております。また、水土保全林に関する「水土保全林」の目的及び取り扱いについては、機能類型の考え方及び管理経営における「国有林野事業」として森林吸収源対策の間伐に積極的かつ着実に取り組むこととしています。	3 森林の多面的機能については、森林・林業基本計画に基づき、個々の森林に高度に發揮すべき機能が併存しているものが多いとして考えており、これについて自然的条件や地域のニーズ等に応じて考慮すべき機能を考慮した上で、「水土保全林」、「森林と人の共生林」及び「資源の循環利用林」に類型化しています。	4 本計画では、新たに生物多様性の保全を基本計画の項目として起こし、国有林全体の管理経営において、生物多様性の保全の役割を果たせるよう管理経営していくこととしています。	5 国有林では、「国民の森林」として公益的機能の發揮に重点を置いて位置づけられることで、持続可能な森林経営に取り組んでいく考えです。	6 本計画において、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業や地域伝統産業の育成にも資する森林整備を行うこととしています。
--	--	---	--	--	--

- 7 画一的な人工林ではなく、針葉樹林の中に広葉樹のエリアイヌを配置するなどの工夫をし、小鳥の姿を連想することが出来るようなる森林が自然の姿ではないか。
- 8 資源循環利用林において、計画伐期に達した主伐後の更新調査を行って、バックキャストイング手法に基づいて適切な施設を選択し実施する必要があるのではないか。
- 9 官行造林地においても、間伐等の実行を計画的に推進すべき。
- 10 都市部において頻発している昨今のダーリラ豪雨等の異常気象を見るにつけ森林の重要性が身にしみて感じられる。我々の生活を安心させてもらいたい。
- 11 今年も地震や集中豪雨などいろいろと災害が起こった。山をしつかりと管理すべき。
- 12 岩手・宮城内陸地震のように、大規模な山地災害が多数発生した場合などでは、県の抱えるマンパワーだけでは、迅速かつ的確に対応出来ない恐れも想定される。このようないふたつの課題は国の責務であるので、このよろんな時こそ、全国の国有林で災害復旧にあたっている国有林の人材を派遣すべき。

- 2 本計画において森林の取扱いについては、伐採年齢の長期化、林齢や樹種の違う異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置による森林の取扱いに留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進することとしております。
- 2 資源の循環利用林については、我が国の限られた資源状況の中で、将来世代における循環型社会や低炭素社会も念頭に置きつつ、再生可能な木材資源を将来ともに持続的に利用するこどを目的とした森林における施業の詳細な点も踏まえ、長期的に見ては、個々の森林における条件等を踏まえ、個々の森林における施業の詳細な点も踏まえ、长期的に見ては、個々の森林における条件等を踏まえて定めることとしております。
- 2 本計画は国有林野の管理經營に関する基本的な事項を定めるものであり、官行造林に関する事項について記述するこどにはならないとこどですが、官行造林地においても、間伐等森林整備を計画的に実施できるよう努めることとしています。
- 2 本計画において、国民の安心と安心を確保するため、重要な水源地等等にあります。また、大規模な山地災害発生時に現地を有する職員を派遣するなどし、国有林防災ボランティアの活動をしており職員を派遣するなどし、国有林防災ボランティアの活動をしております。また、山地災害は、多様で迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとしています。
- 2 本計画において、官行造林地等を計画的に推進するため、重要な水源地等等にあります。また、山地災害は、多様で迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとしています。
- 2 本計画において、官行造林地等を計画的に推進するため、重要な水源地等等にあります。また、山地災害は、多様で迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとしています。
- 2 本計画において、「国民の安全と安心を確保するため、重要な水源地等等に置いて、今後とも治山事業を計画的に推進する」としてます。また、山地災害は、多様で迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとしています。
- 2 本計画において、「國民の安全と安心を確保するため、重要な水源地等等に置いて、今後とも治山事業を計画的に推進する」としてます。また、山地災害は、多様で迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとしています。

13 林産物の安定供給については、利用が低位な木材の供給とその有効利用のために、搬出路である林道・作業道等の積極的な作設が重要である。

2

(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営

14 森林の流域管理システムの下での管理経営については、民有林関係者等と積極的かつ実効性のある連携を着実に行うべき。

2

15 拡大する国産材の需要に対応するためにも、また公益的機能の発揮についても、国有林と民有林の枠を超えた連携が必要であり、国有林連携事業を更に進められたい。具体的には、融通も利きき事業を実施していくとも、国有林側の意見もあり、森林管理局との連携を通じて森林側の意見への意義の浸透を図るべき。

2

16 一般的な意味での「流域」は「森林計画区」とは同一ではないので、「流域管理システム」を推進するのであれば、「自らの科学的に捉えられる河川の流域ごとに管理経営を行う」旨を明記すべき。

3

間伐せた低コストで高効率な作業システムは、路網と高性能林業機械を組み合いで、3 (1) 林産物の販売に位置づけており、森林道路等の路網には、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等をためめに必要な施業方法に応じて計画的に整備することとしています。

2

流域管理システムの推進に当たっては、流域毎に策定する地域管理経営等において連携を定めていきます。具体的には、国有林プロトコル等と民間の取り組みを統一して、森林整備会議等を通じて各流域の特性に応じて組織を図ることとしています。

2

流域管理システムでは、民国連携を推進する観点から一層の民有林関係者との連携を図ることとしています。具体的な取組例や地元自治体等と企業の森林整備会議等の推進、生産目標等の達成に向けたアクションプラン等を用いて、森林施業、森林整備等の実施を促進するなどして、森林の特性に応じて各流域の特性に合わせた森林の運営を図ることとしています。

2

森林計画区は厳密には地理的な流域とは異なっていますが、流行し果樹園等を考慮して森林の整備を実施するなどが自然的特性や行政区分によって実施することとしています。

3

森林管理システムは、民有林・国有林・民有林関係者の連携によって森林の運営やスケールメリットをもつて実施することによっても自然的特性や行政区分に取り組むこととしています。

2

国有林では、実効性のある流域管理システムの推進の観点から、流域森林・林業活性化協議会を通じ、一層の民有林関係者との連携の推進、地域の三者に応じた技術開発、研修に必要なフルマッチング等の実施等についての適切な助言、施業モード等の設定、技術検討会の開催等の取組を行いうこども、森林の特性に応じて推進しています。

18 民有林との連携について具体的な記述、例えば、施業計画の共同作成、林業機械の共同利用、土場の共有などをすべき。

国有林では、民有林と同一の流域を単位として都道府県や市町村の意見を聽定等の協議会を開きながら、施業計画を定め実施していける。また、国有林が連携しており、この森林整備地化等を図りつつ効率的な森林整備の実施に努めていく考えです。

19 民有林材と国有林材の競合を避けたためにも、流域管理システムの再構築という意味も込め、局署が関係団体と連携して、流域林業の市況や生産コストに関する情報を収集・分析・公開する枠組みを強化するべき。

(3) 国民の森林としての管理経営

20 イベント等の主催や協力を通じて、市民・住民との連携を強化していることは承知しているが、これでは森林に関する意識を得られない。それぞれの地域において具体的な森林のあり方を上下流連携の中で合意形成することが必要であり、より高レベルな情報の受発信を図るべき。

21 森林の大切さを教える場として国有林が利用されるることはよいことだと思うが、学校教育の場での事故を思ふと安全には注意して取り組んでいただきたい。

国有林と同一の流域を単位として都道府県や市町

村の意見を聽定等の協議会を開きながら、施業計画を定め実施していける。また、国有林が連携しており、この森林整備地化等を図りつつ効率的な森林整備の実施に努めていく考えです。

流域管理システムでは、流域森林・林業活性化協議会を通じて、国有林・民有林一體となつた產地銘柄の形成、國產材のPRの需要拡大に寄与することと、公開の点においては、県単位でこの「民有林・國有林の情報交換等により木材の安定供給や國產材の需要拡大による活動を可能供給可能な情報の提供を行っていく中で検討していく」という取組を進めています。

本計画において、「上下流の連携を強化するため下流住民等による情報の提供、林業体験活動等を促進するとともに、活性化協議会等と協力して下流住民等の活性化協議会等への参加を促進する」こととしております。「国有林モニターリング制度の活用等により、国民と国有林に対する情報の交換を図り、国民の要請の目的を進め、国と地方を反対する幅広い理解と支援を進めよう努力する」など、その理解と協力を得つつ森林整備を推進することとしております。また、「地域事業者と地域住民等の意見を広く聴くなど、森林のあり方などに意見をすることとしています。

本計画では、学校等が体験活動を実施するためのフィールドの提供、森林環境教育の実施にあたっては、安全の確保と森林環境教育に適します。森林管理局、森林管理署等による林業体験や森林教室の開催等の情報提供等の取組を推進する意図であります。これから、森林管理局、森林指導等安全指揮官は、森林内での安全の確保、事故の未然防止に必要な対策や事務の緊急体制の確保が重視されることがあります。また、森林内での安全の確保は、森林内での安全の確保に配慮して実験施設の運営を行っている学校等に対しても、参加者の安全の確保、事故の未然防止に必要な対策や事務の緊急体制の確保が重視されることがあります。

		等について協定を締結することにより、安全を確保していただくこととしています。
22	本計画においては、多様な主体と連携して国民参加の森づくりに取り組むこととしています。「上下流の連携を強化するため下流住民等に対する学校、情報の提供、林業体験活動等を促進する」ととともに、「学校や森林所有者や森林環境教育の主体と連携し、森林の運営に連携に努めることとしています。」	このため、「森林管理署等が国民からの要請に対応する自らの提携、ボランティア、NPO、地域の森林所有者等の森林環境教育の主体と連携しており、民有林との連携を図る」ことを図ります。
23	本計画においては、多様な主体と連携して国民参加の森づくりに取り組むこととしています。「上下流の連携を強化するため下流住民等に対する学校、情報の提供、林業体験活動等を促進する」ととともに、「学校や森林所有者や森林環境教育の主体と連携し、森林の運営に連携に努めることとしています。」	ご指摘の主旨を踏まえ、森林管理署等が国民からの要請に対応する役割を明確にするため、「森林の整備・保全等に関する情報の提供、情報の提供、ボランティア、NPO、地域の森林所有者等の森林環境教育の主体と連携しており、民有林との連携を図る」ことを図ります。
24	本計画においては、多様な主体と連携して国民参加の森づくりに取り組むこととしています。「上下流の連携を強化するため下流住民等に対する学校、情報の提供、林業体験活動等を促進する」ととともに、「学校や森林所有者や森林環境教育の主体と連携し、森林の運営に連携に努めることとしています。」	ご指摘の主旨を踏まえ、森林管理署等が国民からの要請に対応する役割を明確にするため、「森林の整備・保全等に関する情報の提供、情報の提供、ボランティア、NPO、地域の森林環境教育の主体と連携しており、民有林との連携を図る」ことを図ります。
25	本計画においては、多様な主体と連携して国民参加の森づくりに取り組むこととしています。「上下流の連携を強化するため下流住民等に対する学校、情報の提供、林業体験活動等を促進する」ととともに、「学校や森林所有者や森林環境教育の主体と連携し、森林の運営に連携に努めることとしています。」	ご指摘の主旨を踏まえ、森林管理署等が国民からの要請に対応する役割を明確にするため、「森林の整備・保全等に関する情報の提供、情報の提供、ボランティア、NPO、地域の森林環境教育の主体と連携しており、民有林との連携を図る」ことを図ります。
26	本計画においては、多様な主体と連携して国民参加の森づくりに取り組むこととしています。「上下流の連携を強化するため下流住民等に対する学校、情報の提供、林業体験活動等を促進する」ととともに、「学校や森林所有者や森林環境教育の主体と連携し、森林の運営に連携に努めることとしています。」	ご指摘の主旨を踏まえ、森林管理署等が国民からの要請に対応する役割を明確にするため、「森林の整備・保全等に関する情報の提供、情報の提供、ボランティア、NPO、地域の森林環境教育の主体と連携しており、民有林との連携を図る」ことを図ります。
27	本計画においては、多様な主体と連携して国民参加の森づくりに取り組むこととしています。「上下流の連携を強化するため下流住民等に対する学校、情報の提供、林業体験活動等を促進する」ととともに、「学校や森林所有者や森林環境教育の主体と連携し、森林の運営に連携に努めることとしています。」	ご指摘の主旨を踏まえ、森林管理署等が国民からの要請に対応する役割を明確にするため、「森林の整備・保全等に関する情報の提供、情報の提供、ボランティア、NPO、地域の森林環境教育の主体と連携しており、民有林との連携を図る」ことを図ります。

- 22 国有林における国民参加の森づくりが行われる一方、県などにより県民参加の森づくりが行われている。目的は同一で運営する内容も密接に関連しているものとと考えますので、連携を密にして取り組むべき。
- 23 国民の森林としての管理経営について、「森林づくり等の「国民の要請」はどうぞへ言えばよいのか。
- 24 国民の森林は、生物多様性保全の場としても大きな機能を持つているが、本項には一言も記述されていないので、生物多様性保全を中心に明記すべき。
- 25 国有林野に求められる役割については、今後、一層多様化・高度化が進んでいくものと思われる中、国有林野からの恩恵を国民がこれまでに増して実感できるような施策・広報活動を展開すべき。
- 26 森林の話、森林の大切さ、等々広く国民に届くような啓蒙、広報をすべき。
- 27 子供のうちから自然、とりわけ森林に触れるることは大変重要なことだと思います。計画を読ませていただきたいところ、

森林学習を推進していくことのこと。しっかりとよろしくお願ひします。

28 これまで森林の大切さの教育を受けた記憶がない。最近でこそ、海の養分の源は森林など知るようになつたが、育の場で教えるべき。

29 木材自給率の低下を食い止めるために、林業に従事する若者を増やすべきではないか。そのためには、森林の大切さ、森林の果たす役割を伝える森林環境教育の推進は多角的に行われるべき。

30 人材の育成のために、山仕事を行うことの目的・魅力を、小学生の頃から教育したり、マスメディアを活用するなどして広く国民に伝えるべき。

31 国民の国有林情報に対するアクセス環境がまだ十分でないことをから、情報の保存・公開に明確な位置付けをとることに第三者委員会(あるいはオンブズマン)を設置する等の対策を講じるべき。

32 人は森林に入るとやはりリフレッシュすると思う。都会の人方が森林や山の作業を体験できるようなところがあると良い。

ります。

本計画では、森林環境教育の推進として、学校等が国有林野で実施するための「遊々の森」や学校分取造室等の体験活動、森林教室の普及啓発等の体験活動に適した指導者等の指導提供等の森林管理署との協定、森林環境教育のプログラムや教材の開発、森林の有する森林環境教育に適したNPO等との協定、森林整備の協定等を推進することとしています。

本計画では、子どもたちを対象とした森林環境教育、環境活動等による森林の造成、企業等の推進、森林整備の協定等とともに、教職員やボランティアのプログラムや教材の開発、森林の有する森林環境教育に適したNPO等との協定、森林整備の協定等を推進することとしています。

本計画では、国有林野で実施するための「遊々の森」や学校分取造室等の体験活動、森林教室の普及啓発等の体験活動に適したNPO等との協定、森林整備の協定等を推進することとしています。

本計画では、国有林野で実施するための「遊々の森」や学校分取造室等の体験活動、森林教室の普及啓発等の体験活動に適したNPO等との協定、森林整備の協定等を推進することとしています。

本計画において、森林管理署等による林業体験や森林教室等の体験活動や森林環境教育に適したNPO等が行ううなど、森林整備等へのフィールド等の提供や必要な技術指導を行なうなど、国

2

2

2

3

2

民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、NPO等による自立的な森林づくり活動を支援することとすることとしています。

(4) 地球温暖化防止対策の推進

33 京都議定書の達成のためにも間伐が必要であるが、コストが合わないため補助金が必要。

33 地球温暖化防止のため間伐の推進は重要な課題であり、国有林としても低コスト化を図りつつ率先して間伐を実施しているところです。一方、本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものではありませんが、国有林においても間伐の推進は求められます。このことはもちろんのこと、民間や地元で運営する補助事業等による重要な課題であり、補助事業等によりその促進に努めています。

34 地球温暖化の防止が大切だとメディアを通じて耳にするが、身近に国有林がないため実感がわかない。国民の森林である国有林はどうせほど役に立っているのか教えていただきたい。

34 地球温暖化防止のため間伐の推進は重要な課題であり、国有林野の管理経営に関する事項についても間伐の推進は求められています。一方、本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものではありませんが、国有林においても間伐の推進は求められます。このことはもちろんのこと、民間や地元で運営する補助事業等による重要な課題であり、補助事業等によりその促進に努めています。

35 地球温暖化防止対策として大規模な間伐の実施が掲げられているが、間伐に際しても公益的機能や生物多様性が損なわれないことが肝要であり、この点を明示することが必要。

35 地球温暖化防止対策として大規模な間伐の実施が掲げられています。一方、本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものではありませんが、国有林においても間伐の推進は求められます。このことはもちろんのこと、民間や地元で運営する補助事業等による重要な課題であり、補助事業等によりその促進に努めています。

36 間伐がなぜ地球温暖化対策につながるのか、また間伐材・木材の利用がなぜ地球温暖化対策につながるのか論理的な記述にすべき。

36 間伐がなぜ地球温暖化対策につながるのか、また間伐材・木材の利用がなぜ地球温暖化対策につながるのか論理的な記述にすべき。

れるどもに、利用それ自体が、化石燃料を代替して使用を抑制といふことからこそ、よりするよりも貢献することになります。

本計画において、地球温暖化防止対策の推進として、「特に、京都議定書目標達成計画において、2007年度から約6年間で330万ヘクタールの間伐の実施と森林吸収量の最大化をめざす。また、森林資源の収集情報の収集等に指定期間を設け、森林吸収量の最大化をめざす。」こととしており、これを踏まえています。

本計画においては、地球温暖化対策としての長期間の利用の拡大としている合板や板積材の需要が拡大していくことによる間伐の実施、木材の再利用、国産材の供給等の森林の適切な保全管理を進めることとしています。

本計画においては、木材の建築資材等としての利用が拡大していくことによる間伐の実施、木材の利用促進等の森林の適切な保全管理を進めることとしています。

これまでモニタリング調査等の実施にあたっては、学識経験者等のご意見を伺いながら適切に推進してきましたところです。また、「地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となるなど森林生態系の保全等の取組を推進する」という地区においては、地域やボランティア、NPO等との連携によって、これからの取組を通じて、林業・木材産業関係者と連携していきます。

2

2

1

3

- 9 -

37 地球温暖化防止のために様々な取組がなされています。森林は二酸化炭素を吸収するのですが、国際的に手入れがなされないといふ森林は二酸化炭素を吸収し、地球温暖化防止に貢献すべき。

38 戦後植林された人工林が間伐の時期を迎えつつあります。植林された木、品種もともに主伐とともに間伐と二酸化炭素を吸収したものと考えます。このように、間伐などの森林の手入れを積極的に取り組んでください。

(5) 生物多様性の保全

39 生物多様性の保全を重視した森林づくりが大きな進展を見ることができます。そのため、移行方法が不明確であつたための原因は、その目標、移行方法を行つて空間のある森林を創出するなど追加できないか。

40 生物多様性の保全の項目が設定されたことは画期的であるが、モニタリング調査を通じた適切な保全・管理の推進における一つの課題です。地元NGOの意見を十分反映させることを明記すべき。

- 41 国有林野周辺の民有地においてニホンジカによる農林業被害が深刻化しており、有害鳥獣駆除を行つているが、国有林野内に逃げ込んでしまって個体数管理を目的とした捕獲を行なうべき。
- 42 生物多様性の保全が基本方針に掲げられてはいるが、個別の項目として記述されている。生物多様性の保全のため実際にどのような森林野経営が行われるかを明確に示すべき。
- 43 「国有林野全域の生物多様性について、科学的な現状把握を行い、それに基づいた保全策を講じる」旨を記載すべき。
- 44 「保護林や緑の回廊を積極的に設定するなど拡充を図る」旨が書かれた森林施業を廃止して保護林とするなどの拡充策が具体的に記載されるべき。
- 45 基本計画（案）では、「原生的な天然生林や貴重な野生動植物が生育する森林」と「その他の森林」に区分し、整備と保全では、整備・森林施業の内容だけが記述され、生物多様性保全の機能発揮を図る」と明記すべき。

- 3 2 2 2 2
- 3 2 2 2 2
- 鳥獣被害が深刻化しているため、「地域の森林・林業に多大な被害を与えており、今後地元自治体の鳥獣害対策等との連携を強化していくこと、個体数管理を含めた効果的な対策を講じていきたいと想定します。」「国有林野の管理經營に関する基本方針」では、(1)の「公益的機能の維持増進を旨とした管理經營の推進」から(5)の「生物多様性の保全」までの5つの切り口・視点から国有林野の管理經營性に保全に係る基本的な方針を記述していくところであり、生物多様性の現況に基づき、多様で健全な森林の「複層林化」は、今までの森林化、複層林化、長伐期化や里山等の現況に基づいています。(文中の「複層林化」は、今までの森林の現況のこととしています。)

る森をまもることが重要だ。しっかりと日本の森を守るべき。

センターの活動に積極的に連携しているところです。今後とも、引き続き関係者とともに森林環境保全の方針の検討を行いつつ、引き続きマツ林の保全等に取り組むこととし、トキのねぐらや営巢木となるマツ林の保全などに取り組むことをします。

47 現在の日本では生物多様性の名の下に、地域の生物層を軽視していることが多いと感じる。地域もあると施業ができないものにしてしまう。有林ならば元々の植生などの整備のための施業計画で、全国的に画一的な施業計画ではない。

48 生物多様性保全の観点から、国有林における環境管理の技術開発と国民参加を一層推進るべき。

2

49 国有林の管理経営には、社会経済的な側面と生態系の保全の管理システムとして野生生物や生態系の保護管理に用いられる順応的管理を導入すべき。

3

2 国有林の維持及び保存に関する基本的な事項(10項目)

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

1 広範囲に移動する鹿による食害対策は、国が率先して個体数調整(駆除)による積極的に取り組まなければばつの具体的な実施策を実施すべき。

3

2 森林巡視を着実に実施することにより森林病害虫や鳥獣被害の対象となるが、対象は限界があるため、所轄の森林管理署職員が主體となって個体数管理を目的とした捕獲を行うことが必要。

- 11 -

本計画では、「地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進する」こととしており、具体的には、流域毎に策定する地域方針を定めています。

生物多様性保全の観点からの国民参加につきましては、本計画において、「地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能な地区においては、地域やNPO等と協働・連携した取組を推進する」ととしています。

また、環境管理の技術開発については、国有林野事業における技術開発課題の一つとして、特定の野生動植物種の生息・生育環境の整備のための施業方法の確立などの技術開発に取り組んでいます。

国有林のうち原生的な天然林や貴重な動植物が生息・生育する森林については、保護林や緑の回廊として設定するとともに、モニタリング調査を通じた保全管理を行ううえにより、順応的管理の観点からの取組を進めています。

鳥獣被害が深刻化しているため、「地域の森林・林業に多大な被害を与えることとして個体数管理を強化しているところを参考に、鳥獣の整備等との連携を含めた効果的な対策を講じていきたい」との連携を強くしていきます。

同上

3

3 野生鳥獣による森林被害が増大しているので、「多大な被害を与えている野生物との共存に向かって、地域住民の生活を脅かすことは気を付けるべき。

4 人々の無秩序な入林によって、公益的機能を果たす森林の生態系が破壊されることで、森林・林業の知識、ルール、マナー、立入禁止区域など理解してもらうことが必要。

5 山村地域における集落機能の低下などによる、野生鳥獣による農作物や植栽木への被害が多発する。被害多発の背景には、放牧の急増もある。シシ等の採餌による頭数の急増も問題である。本来は森林生態系内での生き物であるので、彼らと一緒に森を取り扱っていけば良いのか、国有林野の管理経営を通じて解明して欲しい。

(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

6 緑の回廊の拡充は希少な動植物の保護のために適当な措置かもしれないが、二ホンジカによる農林業被害の増大を招くため適当ではないと考えられる。

本計画において、「森林巡視を着実に実施することにより、鳥獣被害の防除等の森林の保全管理に努める」ことについている野生物との共存に向かって、森林・林業に取り組むこととしています。

本計画において、「入林者の影響等による植生の荒廃の防止、回復のための措置が必要な箇所については、地域の関係者等との利用のルールの確立等適切に対処する。また、(略)森林生態系に関する知識の普及啓発に努める。」ことと、「(略)地域外の方々にもご理解をいたしまして、その内容等について地域外の方々にご理解に對処をいたしまして、(略)森林生態系や林業等に関する知識の普及啓発に見るとともに、その内容等に図を踏みとどける。また、(略)森林生態系の活用・工夫を図るなど適切に修正します。」と修正します。

本計画においては、「地域の森林・林業に多大な被害を与えており、今後効率的な対策となるよう、関係行政機関等と連携してまいります。また、(略)森林生態系の整備」ことと、「(略)森林生態系との共存に向けた森林の整備」ことと、「(略)森林生態系の保護に取り組むこと」と連携してまいります。

「原生的な天然林や貴重な動植物の生息・生育地等特別な保全管理が必要な森林に保護地帯を中心にして積極的に保護林とともに連携して保護する」ことは、生物多様性保護するなど、より広範で効果的な森林生態系の保護に努める。一方で、意見の通り鳥獣生態系の保護が深刻化しているため、二ホンジカなどの森林生態系から極めて重要です。また、「森林生態系の形成を図るたまに、民有林の自由な移動の場としての「緑の回廊」の設定し、野生鳥獣の生態系の保護に努めます。」と、国有林野の管理が行なわれる。この点から、二ホンジカによる鳥獣生態系の保護に取り組むこととして、今後効率的な管理経営を進めたいと思います。